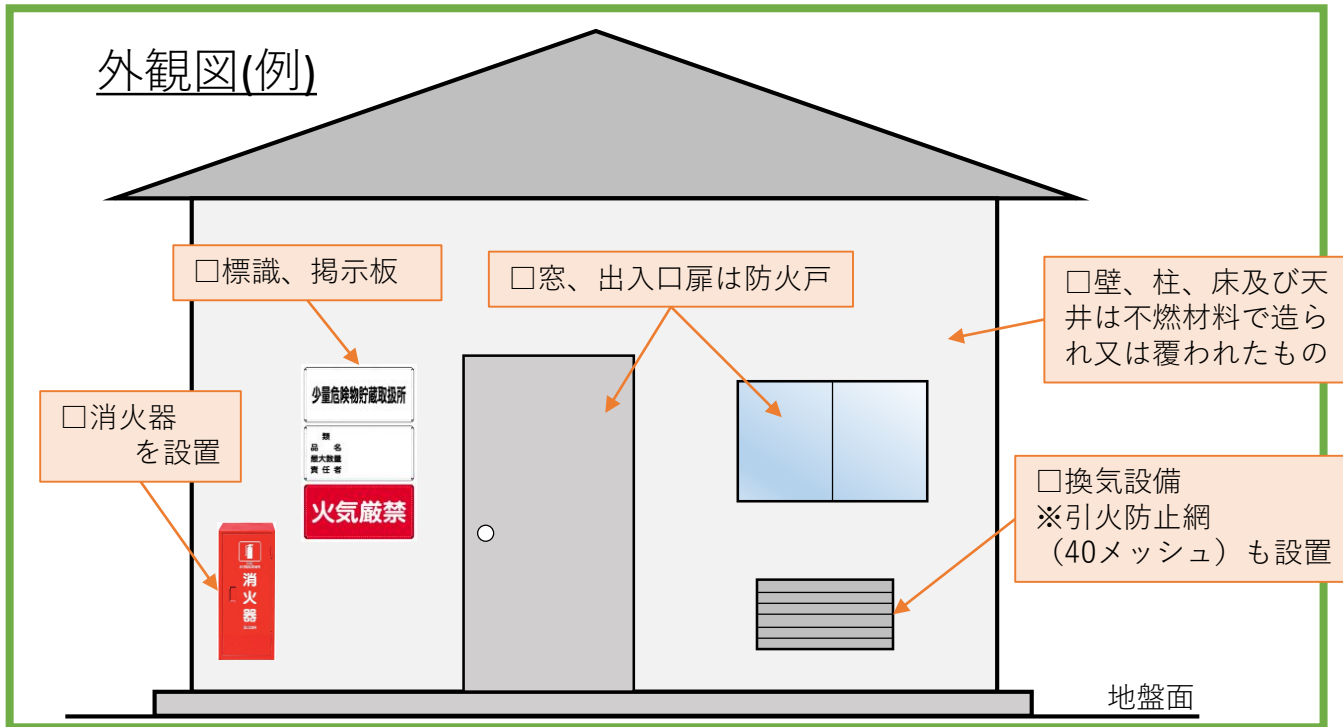


# 少量危険物屋内貯蔵所

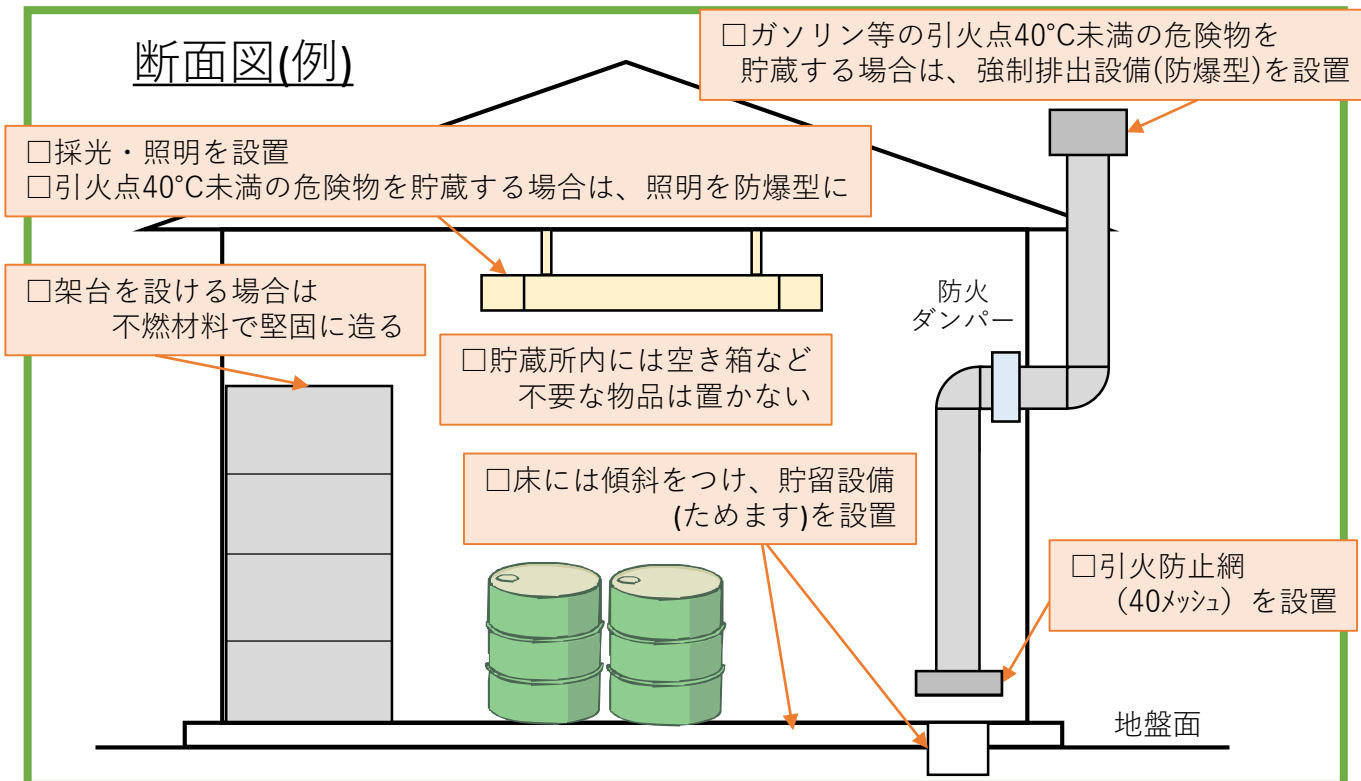
## 1. 施設の構造・設備基準（火災予防条例第31条の3の2）

外観図(例)



- ※ 床面は、雨水が浸入してためます等の機能を阻害しないよう、地盤面より高くする。
- ※ 建築基準法などで耐火構造としなければならない部分に換気口を設ける場合は、温度ヒューズ付の防火ダンパーを設ける。

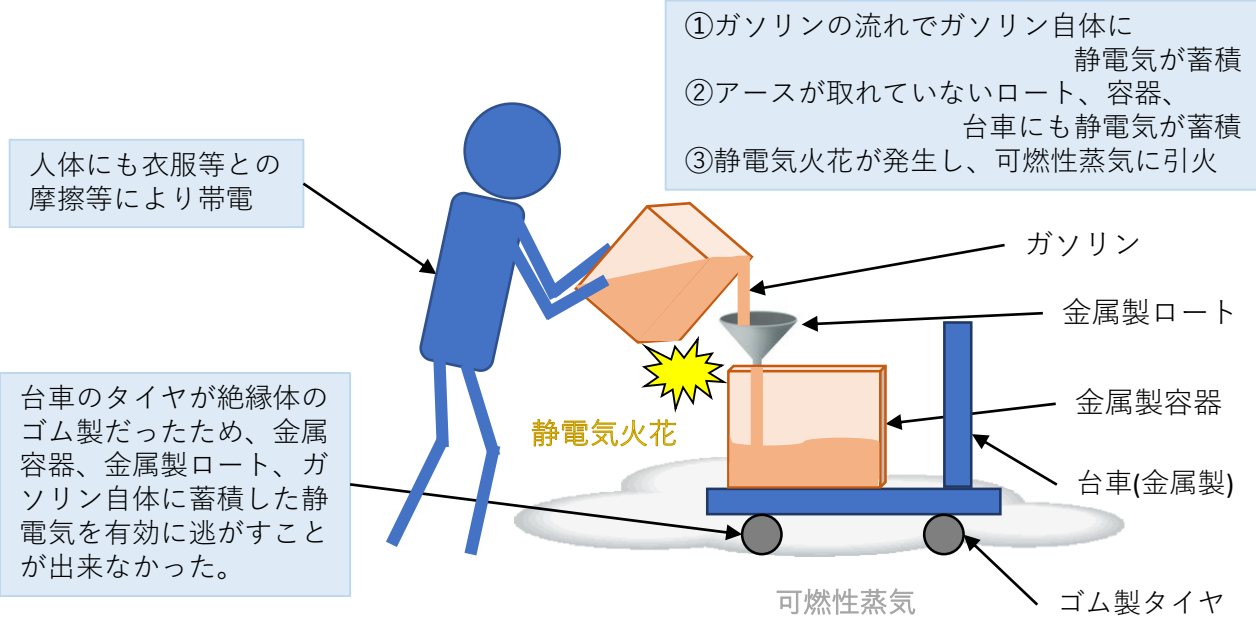
断面図(例)



- ※ 灯油や軽油などの貯蔵する危険物が引火点40°C以上の危険物であり、引火点未満の状態では、電気設備を防爆型にする必要はなく、換気設備の自然換気で構いません。
- ※ 建築基準法などで耐火構造としなければならない部分を強制排出設備のダクトが貫通する場合は、その部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設置する。

## 2. 事故事例及び貯蔵・取扱い時の注意点

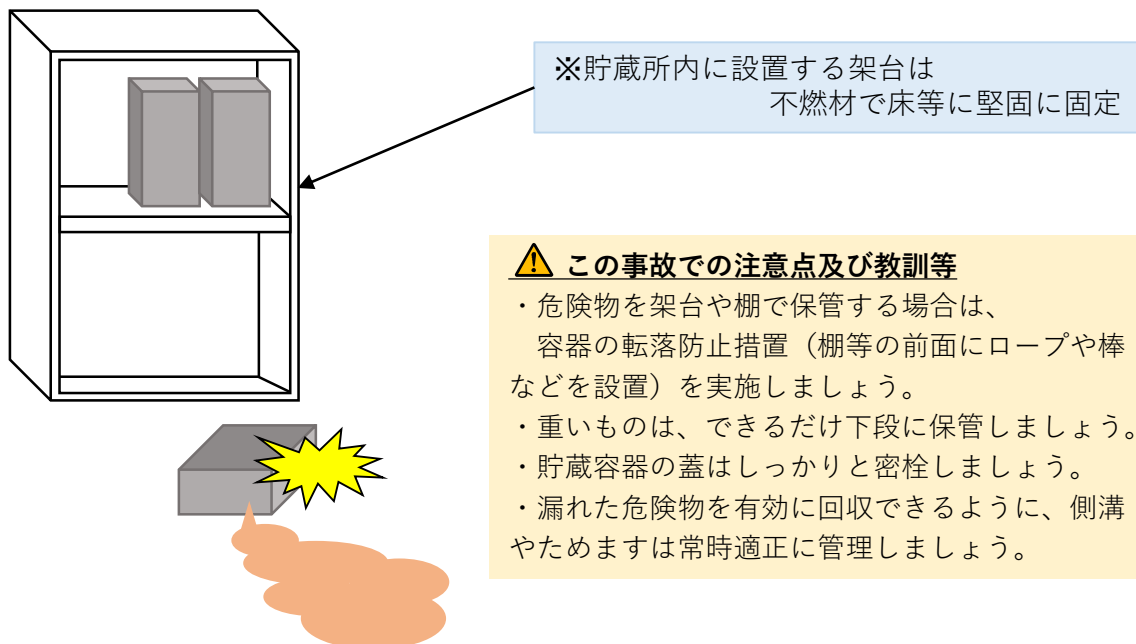
### 貯蔵所内でのガソリンの小分け作業中に出火した火災



#### ⚠ この事故での注意点及び教訓等

- ・ガソリンなどの静電気による災害が発生するおそれがある危険物を取り扱う場合、台車、容器、ロートなどは全て金属製とし、それぞれからアース（接地）を取りましょう。
- ・ガソリンなどの小分け作業にプラスチック製のロートや容器を使用するのは厳禁です。静電気が蓄積しやすく非常に危険です。
- ・小分け作業を行うときは、可燃性蒸気が滞留しないよう、貯蔵所内を有効に換気しましょう。

### 架台に貯蔵していた危険物が地震により落下し、危険物が漏洩した事故



東近江行政組合消防本部

近江八幡消防署 八日市消防署 日野消防署 能登川消防署 愛知消防署